

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スナップ

## 特集

### ゼロ災運動通じ安全文化醸成へ

#### 相互コメント制度を確立

KDDIエンジニアリング

わが社の安全衛生活動は、今

### ライン長にステップアップ研修

#### メンタル教育でストレス対処法を習得

YKK黒部事業所 東山正子

## 別冊付録

### 安全配慮義務

中山貞男

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2183

2013

4 / 1



## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 石川会  
四辻社会保険労務士事務所

所長 四辻勝秀

第150回

脚立に乗って窓を清掃中地震が発生、飛び降りてつま先骨折

### ■ 災害のあらまし ■

N社はアパート・マンションの管理を行う不動産業者の下請けとしてアパートの清掃を行う業者である。春先は大学生の入退居が多く、アパートの清掃業務が多い時期であった。

従業員のXは、同僚のYと一緒にアパート1階にある部屋の清掃を行っていた。会社の決まりでは、脚立に乗って作業する際は、ひとりでは作業せず、必ず補助者が付いて作業をすることになっていた。しかし、当日は、清掃業務が集中し、急いで作業をしていたため、Xが外から窓を掃除する際、ひとりで1mほどの高さの脚立に上って、窓の外側を掃除していた。作業中、突然に、地震が起き、地震の揺れにより足下がぐらつき、補助者もいなかったため、まっすぐに立っていることができず、飛び降りてしまった。飛び降りた際、Xはつま先をコンクリート床に強打し骨折した。

なお、当日の地震の規模はマグニチュード6.0であり、被災地の震度は4であった。

### ■ 判断 ■

地震の揺れによって、脚立が不安定になったことは、自然災害が原因であり、業務中ともいえども、業務によるものとはいえないが、会社のルールを守らず脚立に乗って作業をすることは、不安定な作業方法であり、天災地変がなくとも災害が発生する可能性があり、業務起因性が認められ業務上と判断した。

### ■ 解説 ■

労災保険は、労働者が業務上の事由または通勤により被った死傷病に対し、所定の保険給付などを行うことにより被災労働者

またはその遺族を保護する制度である。

業務上の事由による死傷病とは、労働者が事業主の支配下にあること（業務遂行性）に伴う危険が現実化したものと経験則上認められる（業務起因性）場合をいう。

天災地変により被った負傷などについての労災保険における基本的な考え方として、暴風雨、水害、地震、土砂崩れ、雪害、落雷、噴火などは、それ自体としては業務と直接関係がない自然現象であるから、それらに関連する災害は、たとえ業務遂行中に発生したものであっても、一般的に業務起因性は認められない。

なぜなら、天災地変は不可抗力的に発生するものであって、その危険性については事業主の支配、管理下にあるか否かに関係なく、等しくその危険があるものであり、個々の事業主に負傷などの責任を負わせることは困難だからである。

しかしながら、業務の性質や内容、作業条件や作業環境、あるいは事業場施設の状況などからいって、天災地変に際して災害を被りやすい事情にある場合には、天災地変に際して生じた災害の危険も、同時に事業主の支配下にあることに伴う危険または業務に伴う危険としての性質を帯びていることとなる。

したがって、天災地変に際して生じた災害も、同時に、天災地変による災害を被りやすい業務上の事情があつて、その事情とあいまって発生したものと認められる場合には、業務に伴う危険が現実化して発生したものと業務起因性を認めることができる。

厚生労働省が掲げている例では、天災地変による緊急事態に臨み、同僚労働者の救護作業、事業場の施設防護・物品搬出の作業などを行っていたことに起因して災害を



被った場合、特命により罹災地へ出張して被災した場合、避難、出水、土砂崩れ、雪害、落雷、噴火、施設倒壊など、天災地変に際して被災する危険性の高い作業環境、作業条件、事業施設などのもとにおいて被災した場合などが例示されている。

その一方で、厚生労働省の今までの見解では、天災地変に際して災害を被る危険性の高い業務上の事情があつても、その天災地変の規模が特に大きい場合には業務起因性が問題とならないことがある。危険の有無に関係なく災害を被ったと考えられる場合には、業務起因性は認められないとしてきた。そして、その理由は、危険な業務上の事情がなかったとしても同じように天災地変によって被災したであろうと認められることがあるからとしている。

### 東北地方太平洋沖地震における労災保険の取扱い

厚生労働省は、東北地方太平洋沖地震における労災保険の取扱いについて「仕事中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等、業務が原因で被災された場合は、労災補償の対象となります。通勤途上で被災された場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります」と通達している。